

県民スポーツ大会参加料 補助規程

第1条 本規程は、一般財団法人由利本荘市スポーツ協会（以下「協会」という。）が、加盟団体の県民スポーツ大会への参加にあたり、その参加料を補助するため必要な事項を定める。

第2条 補助は、次の各号に該当するものに対し交付する。

- (1) 各競技の県レベルの協会・連盟・支部等が県民スポーツ大会として主催する大会への参加とする。
- (2) この大会に市から補助等を受けようとししない加盟団体とする。
- (3) 特別な事由が無い限り、原則として加盟団体ごと年度内1回とする。

第4条 補助を受けようとする加盟団体は、次によるものとする。

- (1) 加盟団体の長は、大会開催の事前に交付申請書(様式第1-2号)及び同申請書記載の関係書類を添付し、協会会長宛に提出する。
- (2) 補助対象とする参加料は、1チーム当たり10,000円を上限とする。
なお、チーム人数による参加料であって10,000円を超える場合であっても、同様の上限額とする。
- (3) 補助は、当該年度の協会予算の範囲内とする。
- (4) 大会が中止または延期となり参加料が返還された際は、補助金を返納することとする。
- (5) 特別な事情により事前に申請ができない場合にあつては、大会終了後1か月以内の申請を可とする。
- (6) 「市体育協会に加盟せず、地域体育協会にのみ加盟」の競技団体にあつては、各地域体育協会あて申請書(様式第1-3号)を提出し、それを受け各地域体育協会が市体育協会に申請(様式第1-4号：進達書式)を提出し補助を受けることとする（間接補助）。

附則1 この規程は令和3年10月1日から施行する。